

寒川浄水場排水処理施設更新等事業 落札者決定の考え方

基本的な考え方

排水処理施設は、浄水工程の一部を担う施設であり、水道水の安定供給にとって極めて重要な施設である。本件事業においては、浄水工程で発生する汚泥を脱水処理した後の上澄水については、再度、浄水場で原水として利用し、脱水ケーキについても再生利用することから、これら業務を滞り無く円滑に行えるよう、常に適切かつ安定した施設運営がなされる必要がある。

したがって、本件事業においては、応募者からの提案内容について、価格面のみならず、SPCの組織運営体制が適切であるか、事業期間中におけるリスクへの対応が十分に検討されているか、また、予備品の確保やメンテナンスに関する考え方あるいは非常時の対応策について優れた提案となっているかどうか等、「事業の安全性」に重点を置いて評価する。

また、循環型社会の実現や安定した寒川浄水場の運営という観点から、脱水ケーキの再生利用に関する提案についても重要視している。本件事業における脱水ケーキについては、最終処分場への埋め立ては認めておらず、再生利用することが必須条件である。脱水ケーキの再生利用に関しては、全国の水道事業者が様々な取り組みを行っているが、再生利用に係る市場が十分に安定しているとは言えないことから、長期安定性という点で課題があると思われる。寒川浄水場でも、現在、セメント原料としての再生利用を図っているが、同様の課題を抱えている状況にある。したがって、提案審査に当たっては、特に長期間にわたり安定的に脱水ケーキを再生利用していくための創意工夫について評価したいと考えている。

なお、具体的な評価項目及び配点については、入札公告時に公表する。

審査方式（事業者選定方法）

上記のように、本件事業を実施する事業者の選定においては、価格面のみならず事業の安全性や脱水ケーキの再生利用に関する提案等、様々な視点から応募者の提案を評価する必要がある。また、選定の過程においては、十分な競争性及び透明性が求められることから、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定する。

審査の枠組み

審査は、「資格審査」と「事業提案審査」の2段階に分けて実施する。

1 資格審査

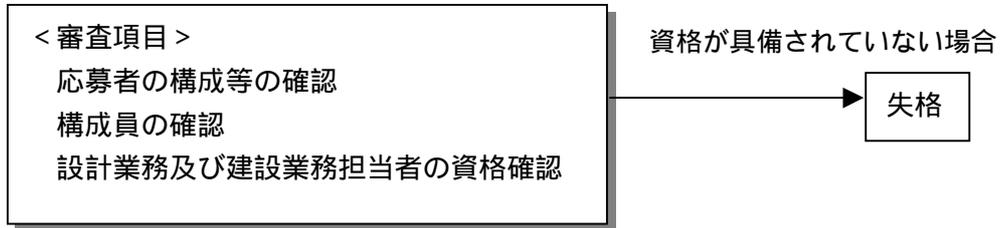
資格審査では、応募者の構成、構成員の法的資格要件等について確認する。

2 事業提案審査

事業提案審査では、「入札」、「基礎審査」及び「定量化審査」の3審査を経て、優秀提案を選定し、落札者を決定する。

審査の流れ

1. 資格審査



2. 事業提案審査

